

2026年度 連合兵庫 第3回最低賃金担当者連絡会

日 時 2026年7月24日(金) 15:30~17:00

場 所 兵庫勤労福祉センター(連合兵庫)2階

一 次 第 一

I.開会あいさつ

堀井委員長(電機連合:兵庫地方最低賃金審議会委員)

II.委員確認

1. 出席者及び委員の変更確認(委員出欠:会場14名・Web0名・欠席4名/事務局 2名)

No.	構成組織名	出欠			氏名	所属単組	備考
		#1	#2	#3			
1	UAゼンセン	○	○	×	中西 織絵	UAゼンセン兵庫県支部	本審委員
2	JEC 連合	W	○	×	毛塚 駿	神東塗料労組	
3		×	○	○	三浦 圭司	関西ペイント労組	
4	JAM	○	○	○	黒石 尚稔	JAM山陽兵庫県連絡会	
5		○	○	○	小菅 梨絵	JAM山陽兵庫県連絡会	本審委員
6		○	○	○	須藤 良仁	TOYO イノベックス労働組合	
7		×	×	○	田川 恵介	ナブテスコ労組	
8		○	○	○	田中 祐介	ヤマトハカリユニオン	
9	基幹労連	○	○	○	圓行 弘幸	基幹労連兵庫県本部	本審委員
10		W	○	○	片山 勇輝	川崎重工労組兵庫支部	
11		×	W	○	藤田 修平	虹技労働組合	
12		○	○	○	藤本 幸太	基幹労連兵庫県本部	
13		×	○	○	村上 憲治	日亜鋼業労働組合	
14	電機連合	×	×	×	末道 辰也	ウシオ電機労組	
15		○	○	○	堀井 説也	電機連合兵庫地協	本審委員
16		○	W	×	松石 剛啓	ダイヘン労組	
17	自動車総連	×	○	○	有川 貴子	ホンダ販売労働組合 ホンダモビリティ近畿支部	
18		○	○	○	橋本 欣也	スズキ販売労働組合自販兵庫支部	
19	連合兵庫	○	○	○	小澤 雄司	部長	
20		○	○	○	森田 直樹	副事務局長	本審委員

III.報告事項(2026年2月25日以降)

1. 会議関係

(1) 第2回最低賃金担当者連絡会議

日 時 2026年2月25日(水) 15:30~17:00

場 所 兵庫勤労福祉センター

出席者 18名(会場14名、Web2名、事務局2名)

内 容 1) 連合兵庫 令和8年度地域別最低賃金取り組み方針(案)について

2) 連合兵庫 令和8年度特定最低賃金取組方針(案)について

3) 連合兵庫 令和8年度最低賃金の遵守を求める取り組み

及び政策制度要請について、他

2. 兵庫地方最低賃金審議会

(1) 第682回兵庫地方最低賃金審議会

日 時 2026年3月6日(金) 10:00~

場 所 兵庫労働局

出席者 圓行(基幹労連)・小菅(JAM)・中西(UAゼンセン)・堀井(電機連合)
森田(連合兵庫)

内 容 1) 特定最低賃金の改正申出の意向確認について

2) 特定最低賃金設定業種の適用使用者数及び適用労働者数について

3) 最低賃金の周知広報の状況について

4) 次年度の実地視察等について

5) 次年度の審議予定について

(2) 第683回兵庫地方最低賃金審議会

日 時 2026年5月26日(火) 9:30~11:30

場 所 兵庫労働局 第3共用会議室

出席者 圓行(基幹労連)、森田

内 容 1) 兵庫県地方最低賃金審議会の日程等について

2) 今年度の実地視察について

(3) 兵庫地方最低賃金審議会における実地視察①

日 時 2026年6月16日(火) 10:00~12:00

場 所 兵庫県医療事業協同組合

出席者 圓行(基幹労連)

内 容 1) 事業場における作業現場等の視察

2) 使用者及び労働者からの意見聴取

(4) 兵庫地方最低賃金審議会における実地視察②

日 時 2026年6月17日(水) 13:00~15:00

場 所 ユーシーシーフードサービスシステムズ株式会社 UCC カフェプラザ西友新長田店

出席者 中西(UAゼンセン)

内 容 1) 事業場における作業現場等の視察

2) 使用者及び労働者からの意見聴取

(5) 第684回兵庫地方最低賃金審議会

日 時 2026年7月6日(月) 15:00~17:00

場 所 兵庫労働局 第3共用会議室

出席者 圓行(基幹労連)、小菅(JAM)、中西(UAゼンセン)、堀井(電機連合)、森田

内 容 1) 兵庫県最低賃金の改正諮問について

2) 兵庫県最低賃金専門部会の設置及び決議の取り扱いについて

3) 専門部会の議事の公開について

4) 兵庫県特定最低賃金の改正の必要性の有無に係る審議の進め方について

(6) 第685回兵庫地方最低賃金審議会

日 時 2026年7月13日(月) 15:00~17:00
場 所 兵庫労働局 第3共用会議室
出席者 圓行(基幹労連)、小菅(JAM)、中西(UAゼンセン)、堀井(電機連合)、森田
傍 聴 小澤
内 容 1) 兵庫県特定最低賃金の改正の必要性の諮問について
2) 特定最低賃金の改正の必要性の有無に係る審議の進め方について
3) 実地視察の報告について

3. 兵庫地方特定最低賃金

(1) 2026年度 兵庫地方特定最低賃金の意向表明

日 時 2026年2月26日(木) 16:30~17:00
場 所 兵庫労働局
出席者 森田、小澤
内 容 兵庫地方特定最低賃金の金額改正に関する意向表明

(2) 令和8年度 特定最低賃金改正に関する意向表明

日 時 2026年6月29日(月)、30日(火)、7月3日(金)
場 所 兵庫労働局
申 出 塗料、鉄鋼、輸送用、電気、はん用、計量器、自動車(提出順)

4. 家内労働部会

(1) 第1回兵庫県釣針製造業最低工賃専門部会

日 時 2026年5月25日(月) 10:00~12:00
場 所 兵庫労働局
出席者 中西(UAゼンセン)、堀井(電機連合)、森田
内 容 1) 部会長及び部会長代理の選出について
2) 兵庫地方労働審議会兵庫県釣針製造業最低工賃専門部会運営規定について
3) 令和7年度兵庫県釣針製造業家内労働実態調査結果
及び兵庫県釣針製造業最低工賃に係る改正諮問について
4) 兵庫県釣針製造業に係る最低工賃の改正決定について

5. 連合本部・近畿ブロック関係

(1) 第2回全国最低賃金対策会議

日 時 2026年6月24日(水) 15:30~17:00
場 所 Web
出席者 森田、小澤
内 容 1) 2026年度中央最低賃金審議会および目安小委員会に臨むにあたって(案)

(2) 2026 最低賃金 近畿ブロック会議

日 時 2026年6月1日(月) 14:30~19:00
場 所 ホテルグランヴィア大阪
出席者 圓行(基幹労連)、小菅(JAM)、中西(UAゼンセン)、堀井(電機連合)、
森田、小澤
内 容 1) 2026年度 最低賃金の取り組み方針を踏まえた意見交換
2) 各地方連合会の取り組み状況の共有
3) 構成組織本部担当者と地方専門部会委員との連携強化

6. 経済団体への要請行動

(1) 兵庫県経営者協会

日 時 2026年7月13日(月)9:30~10:00

出席者 長谷川(尚)、森田

内 容 1)『兵庫県最低賃金の引き上げに関する要請文』手交……別紙
2)意見交換

(2) 兵庫県商工会連合会

日 時 2026年7月21日(火)16:30~17:00

出席者 長谷川(尚)、森田

内 容 1)『兵庫県最低賃金の引き上げに関する要請文』手交……別紙
2)意見交換

(3) 兵庫県中小企業団体中央会

日 時 2026年7月22日(水)10:15~10:45

出席者 長谷川(尚)、森田

内 容 1)『兵庫県最低賃金の引き上げに関する要請文』手交……別紙
2)意見交換

(4) 兵庫県商工会議所連合会

日 時 2026年7月22日(水)15:00~15:30

出席者 長谷川(尚)、森田

内 容 1)『兵庫県最低賃金の引き上げに関する要請文』手交……別紙
2)意見交換

中央最低賃金審議会経過

●第1回目安に関する小委員会報告(6/26) ※昨年7/11

厚生労働省事務局より以下の資料4点について説明があり、意見交換が行われた。

- ・令和7年度中央最低賃金審議会目安に関する小委員会提出資料の訂正について
- ・主要統計資料
- ・足下の経済状況等に関する補足資料
- ・最低賃金に関する調査研究

●第2回目安に関する小委員会報告(7/10) ※昨年7/22

事務局より資料説明があった後、労使双方が基本的見解を表明した。

【参考】「令和8年賃金改定状況調査」第4表()内は前年度データ

	①②	③
Aランク	2.4%(2.1%)	3.0%(2.9%)
Bランク	3.4%(2.9%)	3.7%(3.4%)
Cランク	3.4%(3.0%)	4.0%(3.6%)
産業計・ランク計	3.0%(2.5%)	3.4%(3.2%)

(労働者側)

○今年の春季生活闘争では、3年連続の5%を上回る賃上げを実現した。有期・短時間・契

約等労働者の賃上げは時給ベースで75.01円・6.18%の引上げであった。一方で、各種調査では労働組合の有無により差が生じていることが確認されている。最賃近傍で働く人の賃上げ時期を尋ねた調査では、4月は2位で1位は10月であった。最賃が上がらないと賃金が上がらない人が多い。

- 中東情勢などによって日本社会に再び輸入インフレの波が押し寄せている。その影響を受けているのは企業だけでなく、我々働く人や国民も同じである。とりわけ最賃近傍で働く人の暮らしは極めて厳しく、生活不安、将来不安を企業以上に感じている。だからこそ、最低賃金の大幅な引き上げで、すべての働く人の生活を守り、景気を底支えしていく必要がある。

<補強的見解>

- 初任給においても、春季生活闘争では高卒・生産技能職で6.14%の引上げとなるなど大きな回答が集計されている。この結果は、人材不足こそ企業経営のリスクであることが労使で共有され、人材の確保・定着、現場力の強化、モチベーションの向上など、今後の事業継続を見据えた「人への投資」を経営側が英断した結果である。
- 現在の最低賃金は、連合リビングウェイジを全県で下回っており、絶対額として最低生計費を賄うものになっていない。
- 連合は、相対的貧困の考え方を踏まえ、中期的な目標として「一般労働者の賃金中央値の6割」を掲げている。この点からしても、継続的な引き上げを行う必要がある。
- 世帯年収の低い層ほど1年前と比較した現在の暮らし向きが悪化していると感じる割合が高く、支出を切り詰める傾向が顕著になっている。
- 地域間額差は近年改善傾向にあるが、その差は200円を超えており、是正は不十分である。
- 地域間額差の存在は近接した都道府県間では労働力を流失させる要因となり、地方の中小・零細企業の事業継続・発展の厳しさに拍車をかける一因となる。
- 去年は、CランクにABランクを上回る64円目安を示したが、Cランク県で目安を大幅に超える引き上げが相次いだ。地域の自主性がこれまで以上に発揮された結果である一方、地方審議における目安の意義そのものが問われかねない事態であるとも受け止めている。目安の妥当性と納得性を高め、目安を軸としたより建設的な議論を促す観点からも、昨年の実績も念頭に置いた中賃としてのメッセージを示すべきだ。
- 労働組合がある企業の多くが遡及適用を含め4月度に賃上げを実施しているが、最低賃金は春季生活闘争の結果などを踏まえ審議されるため発効日が秋になっている事情がある。最賃近傍で働いている仲間の暮らしは厳しく、賃上げ効果を社会全体に速やかに波及させるうえで最低賃金の早期発効が重要である。
- 法律上も法定発効が基本であり、指定日発効は特別な理由がある場合に限られる。指定日発効とする場合は、その必要性について広く理解を得られるかなどの観点から公労使で十分に議論した上で決定すべきである。また、その判断理由を地方最低審議会の公益委員見解等に明記し説明責任を果たすべきである。
- 就業調整を生じさせることを理由として最低賃金の発効日を遅らせること等、他制度の課

題を最低賃金制度の中で解消しようとするには問題がある。給付付き税額控除を含めた抜本的な制度改善により就労の壁自体を修正していくことが本筋である。

- 最低賃金の引き上げと雇用維持とは相反しない。大幅な引き上げと言われている昨年の改定も、必ずしも企業倒産との因果関係があるとは認めにくい。2025年の企業倒産件数が全企業に占める割合は1%に大きく届いていない。むしろ人口流失や人手不足が顕著な地域、中小・零細事業所において、人材確保・定着の観点からも最低賃金を含む賃上げは急務である。
- 年明け以降、製造業を中心に企業利益は好調に推移しており、法人企業統計による2026年1-3月期の経常利益は対前年同期比で14.6%と高い水準となっている。
- 労働分配率は、コロナ禍以降すべての企業規模で低下傾向にある。特に資本金規模1,000万円未満の企業においては、その水準自体は8割前後と低くはないものの、近年最低賃金が上昇局面にあるなかにおいても10ポイント程度低下してきており、最低賃金引き上げとの相関は観察できず、「支払い能力」との関連性は限定的と考えられる。
- 法人企業統計によると、企業の内部留保にあたる利益剰余金は2024年度637兆円と過去最高水準を更新した。資本金1,000万円未満の企業においてはこの10年で倍以上に膨らんでいることに加え、2024年度は14.7%伸びている。
- 保有現金・預金も大幅な増加となっており、資金繰りにも余裕が認められることから、データからは最低賃金審議における一つの考慮要素である「通常の事業の支払い能力」としては問題ないと考えられる。
- 中小・零細事業所における賃上げの実現性をさらに高めるためには、より広範な支払い能力の改善・底上げが重要である。政府は、「賃上げの促進」を目的として「労働供給制約社会における中堅・中小企業の「稼ぐ力」強化戦略」を打ち出しているが、企業の支払い能力を勘案するにあたっては、こうした支援策の状況を念頭において議論すべきである。
- 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」など、適正な価格転嫁を促す施策が打ち出されているものの、実際の価格転嫁は道半ばである。最低賃金の引き上げ分を確実に価格転嫁するなど、本年10月の発効後に一層の価格転嫁が実施されるよう、政府は指針の実効性のさらなる向上やパートナーシップ構築宣言の普及・促進等を早急かつ徹底的に進めるべきである。

(使用者側)

- 3要素のデータに基づき、労使で丁寧に議論を積み重ね、目安を導くことが重要である。
- 業績に関わりなく法的強制をもって適用される地域別最低賃金の引き上げと、各企業の経営判断や労使交渉による賃金の引き上げは、意味合いが全く異なる。
- 業況判断は底堅いものの、現在の経済指標には中東情勢の影響は十分に反映されていない。取適法の施行など官民を挙げた取り組みにもかかわらず、価格転嫁は道半ばと言っている状況だ。
- 賃上げの動きは継続しているものの、企業業績の改善を伴わない、いわゆる防衛的な賃上げの割合は、6割を超えている。

- 資本金1000万未満の労働分配率が2024年度は前年と比較して1.5ポイント上昇した。このことは、生産性の向上を進めている中でも、人件費の増加を吸収することが難しい状況があることを示唆しているものである。
- 最低賃金の決定に関わるすべての人たちに対して、合理的であり、かつ納得性の高いものを示すことが、この目安小委員会の社会的な役割と言っても過言ではない。

●第3回目安に関する小委員会報告(7/17) ※昨年7/24

前回の小委員会で労使双方から表明された基本的な考え方について事務局が整理した内容をもとに説明があった。その後、依然として労使の主張の隔たりが大きいとの委員長判断により、公使、公労会議を開催し意見聴取が行われた。しかし、まだ相互の理解に不十分な部分もあり、引き続きデータに基づく丁寧な議論を行っていくこととした。

●第4回目安に関する小委員会報告(7/23) ※昨年7/29

IV. 協議事項

1. 令和8年度(2026年度)兵庫地方最低賃金改正への対応について

〈基本方針〉

全国最低賃金審議会における目安を参考に、『連合リビングウェイジ(兵庫県1,210円)の到達』と国際的な最低賃金の基準となる『一般労働者の賃金の中央値の6割水準』をめざす。

現在 1,116 円 → 兵庫県(Bランク) 目安 円 → 目安額 + 円

基本方針	兵庫県最低賃金1,600円以上の早期実現をめざす。 ※6条5項(※1)の適用を行った上で、10月1日の発効に向け、三者合意をめざす。 【参考】 ・兵庫県(Bランク) 1,052円 → 1,116円 +64円 改正率 6.08% ・全国加重 1,121円(兵庫県との差 5円) ・京都府(Bランク) 1,122円(兵庫県との差 6円) ・大阪府(Aランク) 1,177円(兵庫県との差 61円) ※1 最低賃金審議会令 第6条5項 審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。
------	---

〈当面の予定〉

(1) 第686回兵庫地方最低賃金審議会

日 時 2026年7月27日(月) 9:30~

場 所 兵庫労働局 第3共用会議室

- 内 容
- 1) 地域別最低賃金の目安に係る中央最低賃金審議会の答申について
 - 2) 最低賃金実態調査結果等について
 - 3) 意見陳述について

4) その他

(2) 第1回兵庫地方最低賃金 専門部会

日 時 2026年7月28日(火) 10:00～

場 所 兵庫労働局 第3共用会議室

出席者 専門部会委員(圓行/基幹労連、小菅/JAM、堀井/電機連合)

※以下、専門部会に出席

内 容 部会長および部会長代理の選出、金額改正に係る労使の基本表明

(3) 第2回兵庫地方最低賃金 専門部会

日 時 2026年7月29日(水) 午前(予定)

場 所 兵庫労働局 第3共用会議室

内 容 兵庫県最低賃金金額改正について

(4) 第3回兵庫地方最低賃金 専門部会

日 時 2026年7月30日(木) 午前(予定)

場 所 兵庫労働局 第3共用会議室

内 容 兵庫県最低賃金金額改正について

(5) 第4回兵庫地方最低賃金専門部会

日 時 2026年8月3日(月) 時間未定

場 所 兵庫労働局 第3共用会議室

内 容 兵庫県最低賃金金額改正について…金額審議

(6) 第687回兵庫地方最低賃金審議会

日 時 2026年8月5日(水) 10:00～(予定)

場 所 兵庫労働局 第3共用会議室

内 容 兵庫県最低賃金の改正にかかる審議について
(審議状況により、最賃本審を延期する可能性あり)

2. 令和8年度(2026年度)兵庫地方特定最低賃金改正への対応について

〈専門部会委員〉

専門部会設置	①各業種で専門部会委員の推薦を行う。(労側委員3名の内、本審委員1名を含む) ②「塗料製造」― 「自動車小売」 については、連合兵庫選出の本審委員、 が対応する。 「自動車小売」はUAゼンセン選出の本審委員が対応する。 ③任期は1年(2026年4月1日～2027年3月31日)
--------	--

〈基本方針〉

各専門部会にて「必要性あり」を引き出し、労使のイニシアティブにより、最低賃金に対する優位性を確保する金額改正を行い、産業全体の労働条件の引上げをめざす。

仮に使用者側より「必要性なし」が主張された場合は、感覚的な判断ではなく、客観的なデー

タや資料等に裏付けされた説明を求める。

2026年12月1日での発効を行うため、各専門部会において9月中での三者合意をめざす。
〈金額改正方針〉

(1) 塗料製造業

現在 1,158 円 → 目安 円 → 改正目標 円

(最低協定額:1,200円)

(2) 鉄鋼業

現在 1,180 円 → 目安 円 → 改正目標 円

(最低協定額:1,359円)

(3) はん用機械器具等製造業

現在 1,150 円 → 目安 円 → 改正目標 円

(最低協定額:1,231円)

(4) 電子部品等製造業

現在 1,117 円 → 目安 円 → 改正目標 円

(最低協定額:1,300円)

(5) 輸送用機械器具製造業

現在 1,188 円 → 目安 円 → 改正目標 円

(最低協定額:1,408円)

(6) 計量器等製造業

現在 1,117 円 → 目安 円 → 改正目標 円

(最低協定額:1,195円)

(7) 自動車小売業

現在 1,116 円 → 目安 円 → 改正目標 円

(最低協定額:1,185円)

【事務局より】

- 専門部会の審議について、日時と経過(金額)を終了後、速やかに報告する。
- 相互に情報共有して、各専門部に反映させる。

3. 最低賃金の遵守を求める周知活動及び政策制度要請…(第2回担当者連絡会にて確認済)

(1) 連合兵庫の取り組み

1) 情報発信について

下記の内容で、連合兵庫加盟組織及び社会に向けて周知を行う。

- ①連合兵庫ホームページ・SNSを活用し、最低賃金及び特定最低賃金の改正額の周知を行う。
- ②10月に街宣行動による、周知活動を行う。
- ③11月に『兵庫県(特定最賃)最低賃金』ポスターを作成し、全組織へ配布を行う。

2) 政策・制度要請について

兵庫労働局に対し、政策・制度要請(真にセーフティーネット機能を果たすことができる法定最低賃金制度の確立)を行う。

(2) 構成組織の取り組み

構成組織は特定最低賃金の改定について、関係団体へ周知する。あわせて、加盟組合を通じて、当該事業所において特定最低賃金が適用される全労働者へ周知する。

(3) 地域協議会の取り組み

連合兵庫の情報発信に合わせて、各地域協議会にて対応する。

4. その他

【事務局より】

- 特賃専門部会が公示されているため、7月28日(火)までに手続きをお願いする。

(2026.7.14メール発信済)

V. 今後の予定について

1. 街頭行動

日 時 2026年10月6日(火) 12:15~【予定】

場 所 JR元町駅東口付近

内 容 最低賃金の周知について

弁 士

2. 第20期 第4回最低賃金担当者連絡会

日 時 2026年12月中旬

場 所 兵庫勤労福祉センター2階(またはWeb併用)

内 容 (1) 令和8年度(2026年度)地域最賃・特定最賃の振り返りについて

(2) 連合兵庫 令和9年度(2027年度)最低賃金取り組み方針について

(3) その他